|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ６府施策との整合 | （１）以下の指定管理者として果たすべき責務を遵守しているか。①　府が実施する事業への協力（府事業に係るファインプラザ大阪使用への協力を含む。）②　知的障がい者の継続雇用の取組み③　府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取組み | （１）指定管理者として果たすべき責務1. 府が実施する事業への協力

（財）大阪府身体障害者福祉協会、（社福）大阪府肢体不自由者協会、（財）大阪府視覚障害者福祉協会、（公社）大阪聴力障害者協会等が開催する事業への協力光熱費高騰対策補助金を活用LED化事業補助金を活用文化・スポーツ・子育て支援等、事業のポスター掲示やパンフレット配架に協力1. 知的障がい者の継続雇用の取り組み

現従事者が継続雇用を希望したので、引き続き雇用されるよう委託先と協議し、継続雇用を実現指定管理者の障がい者雇用率　　4.95％1. 省エネの取り組み

冷暖房期間や室温等を適切に設定全館主要部分の照明をLED化 | Ａ | （１）1. 府が実施する業務への協力について、障がい者団体の事業への講師派遣やポスター掲示やパンフレット配架の協力を行っている。
2. 知的障がい者の継続雇用の取組みについて、知的障がい者清掃員は、引き続き雇用。障がい者法定雇用率は、それぞれクリアしている。
3. 省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、関西エコオフィス宣言にそって、冷暖房期間、温度を適切に設定するなどの対応を行っている。

　以上のことから、概ね指定管理者として果たすべき責務を遵守していると判断される。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分かつ適切な質の担保が図られているか。①　職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか。②　スポーツ事業担当者として上級、中級パラスポーツ指導員、障がい者スポーツ指導等の経験者を配置しているか。③　相談担当者として中級パラスポーツ指導員、理学療法士、ケースワーカー等を配置しているか。④　手話通訳士又は同等の人員を配置しているか。⑤　職員採用、確保の方策は適切か。⑥　職員の指導育成や研修体制は十分か。 | 1. 職員体制と十分かつ適切な室の担保
2. 身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するため適正な職員配置等

※別添「管理体制計画書」参照1. スポーツ事業担当に有資格者配置及び各種専門資格取得

※別添「管理体制計画書」参照1. 相談事業担当者については、障がい者スポーツ指導員（中級以上）、理学療法士、健康運動指導士等の資格保有者（外部講師を含む）が担当

※別添「管理体制計画書」参照理学療法士については、外部から招聘して配置1. 手話通訳士及び同等人員の配置

適切に配置するとともに、有資格者による職員研修を実施し、ろう者の利用環境整備に努めている1. 職員採用、確保の方策

法人による採用試験にて適切に採用、人員を確保1. 職員の指導育成や研修体制

　　　別添「管理体制計画書」記載内容の他、必要に応じて実施 | Ａ | * 1. 身体障がい者福祉センターＡ型の機能を確保するための必要な職員配置について、Ａ型センターとしての役割を果たすために必要な者の配置等のほか、大阪府障がい者スポーツ協会事務局や本施設運営協議会など、必要な職員配置等が図られている。
	2. スポーツ事業担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、（公財）日本パラスポーツ協会に登録する上級及び中級障がい指導員等の有資格者等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
	3. 障がい者等の相談担当者について、別添資料「管理体制計画書」のとおり、理学療法士や健康運動指導士等、該当指導に関する専門性が確保できる人員を配置している。
	4. 手話通訳士（または、同等と認められるものを常時配置している。
	5. 職員採用や人員確保を適切に行っている。
	6. 職員の指導育成や研修を適切に行っている。

以上のことから、概ね指定管理者の組織体制は適切に運用されていると判断される。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 「令和4年度決算報告書」参照 | Ａ | 会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。法人の財政状況については参考資料参照。 | Ａ | ・特段の指摘、提言なし。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和５年度評価 | Ａ |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総合評価（R８）最終評価（R９） |  |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ８年度は総合評価、Ｒ９年度は最終評価をする。